

第5章 介護保険事業の推進

(1) 介護保険サービス実績の推移

① 要介護等認定者数と要介護等認定率の推移

要介護認定者数は、毎年増加傾向にあり、平成23年からは、毎年100人以上増加しています。

要介護認定率（第1号被保険者に対する要介護度別出現率）については、15%前半を推移しています。

■ 要介護認定者数の推移

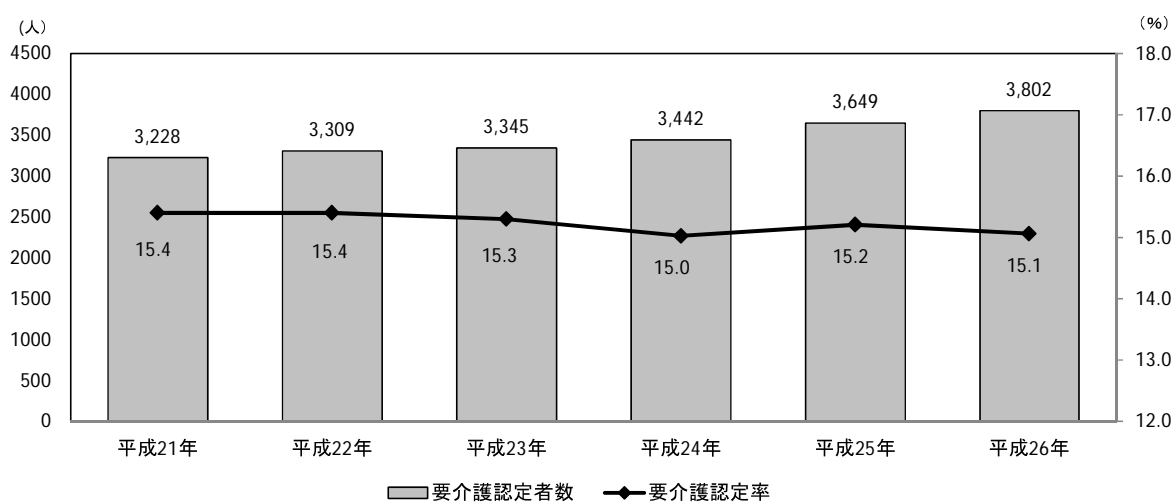
(単位:人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
要介護認定者数	3,342	3,419	3,446	3,551	3,750	3,901
うち 第1号被保険者	3,228	3,309	3,345	3,442	3,649	3,802
うち 第2号被保険者	114	110	101	109	101	99

(各年9月末現在)

資料：介護保険事業報告書

■ 要介護認定者数（第1号被保険者のみ）及び要介護認定率の推移



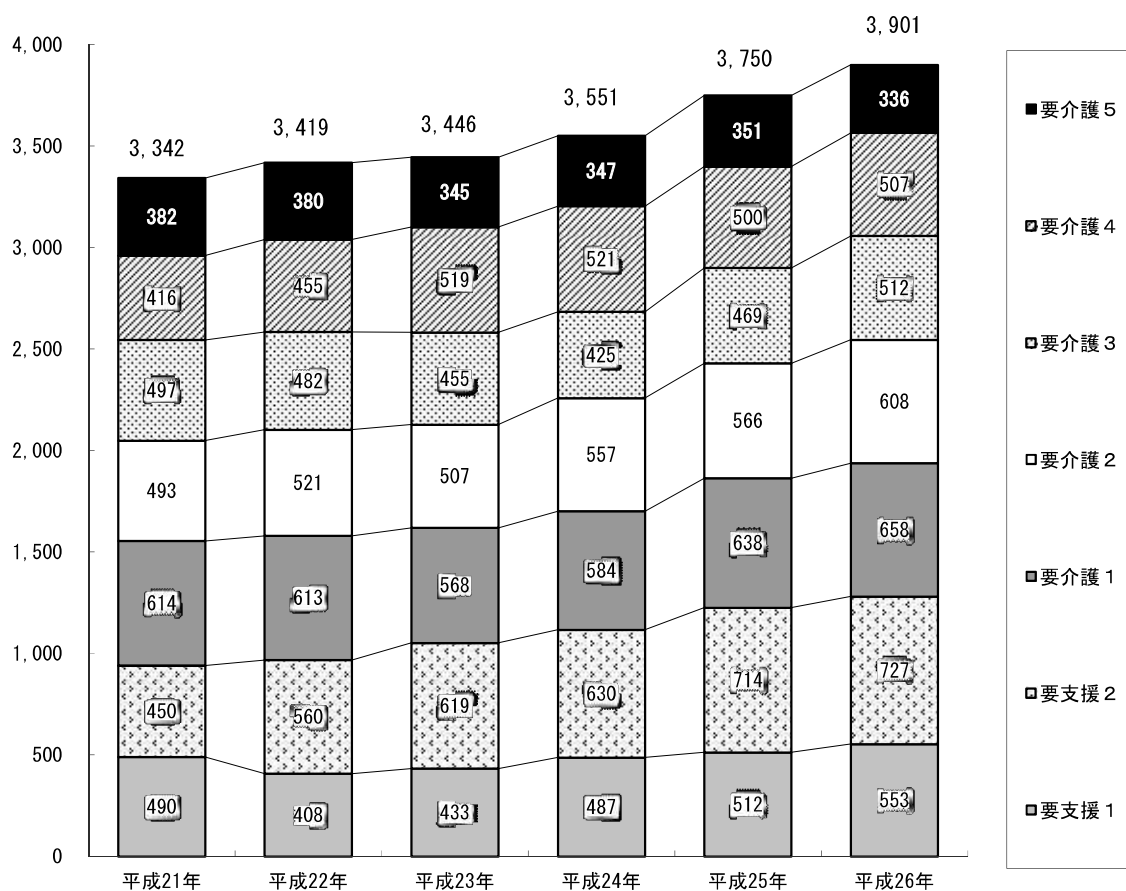
資料：介護保険事業報告書(各年9月末現在)

② 要介護度別認定者数の推移

平成23年から平成26年にかけては、「要支援1」「要支援2」「要介護1」が増加しています。特に要支援1は、27.7%の増加となっています。

■ 要介護認定者数の推移

単位：人



資料：介護保険事業報告書（各年9月末現在）

③ 介護保険サービスの利用実績

平成24年度及び25年度の各サービスの利用実績は以下のとおりです。

■介護サービスの利用実績

(年間延べ利用)

区 分	単 位	平成24年度	平成25年度
(1) 居宅サービス			
①訪問介護	回	65,971	76,602
②訪問入浴介護	回	1,058	1,118
③訪問看護	回	3,358	3,374
④訪問リハビリテーション	回	5,699	7,891
⑤居宅療養管理指導	人	1,450	1,801
⑥通所介護	回	62,114	74,928
⑦通所リハビリテーション	回	53,678	51,442
⑧短期入所生活介護	日	14,873	15,834
⑨短期入所療養介護	日	2,129	2,506
⑩特定施設入居者生活介護	人	441	398
⑪福祉用具貸与	人	7,057	7,552
⑫特定福祉用具販売	人	221	180
(2) 地域密着型サービス			
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人	0	33
②認知症対応型通所介護	回	5,789	5,246
③小規模多機能型居宅介護	人	1,006	912
④認知症対応型共同生活介護	人	1,478	1,443
⑤地域密着型特定施設入居者生活介護	人	86	95
⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	0	21
(3) 住宅改修			
	人	169	178
(4) 居宅介護支援			
	人	12,858	13,582
(5) 施設サービス			
①介護老人福祉施設	人	3,362	3,491
②介護老人保健施設	人	4,259	4,359
③介護療養型医療施設	人	2,372	2,295

資料：介護保険事業計画用ワークシート（厚生労働省作成）

■介護予防サービスの利用実績

(年間延べ利用)

区 分	単 位	平成24年度	平成25年度
(1) 介護予防サービス			
①介護予防訪問介護	人	3,324	3,527
②介護予防訪問入浴介護	回	1	0
③介護予防訪問看護	回	366	469
④介護予防訪問リハビリテーション	人	142	289
⑤介護予防居宅療養管理指導	人	213	193
⑥介護予防通所介護	人	3,351	3,837
⑦介護予防通所リハビリテーション	人	3,364	3,139
⑧介護予防短期入所生活介護	日	865	863
⑨介護予防短期入所療養介護	日	305	145
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	人	139	124
⑪介護予防福祉用具貸与	人	4,217	4,620
⑫介護予防特定福祉用具販売	人	192	181
(2) 地域密着型介護予防サービス			
①介護予防認知症対応型通所介護	回	531	465
②介護予防小規模多機能型居宅介護	人	88	63
③介護予防認知症対応型共同生活介護	人	10	12
(3) 介護予防住宅改修	人	199	218
(4) 介護予防支援	人	10,492	10,581

資料：介護保険事業計画用ワークシート（厚生労働省作成）

(2) 介護保険サービスの事業量等の見込み

① 介護保険事業量等の推計手順

平成 26 年度の要支援・要介護認定者数の実績や給付実績を基に、国の示した推計手順に従い、平成 27 年度から平成 29 年度における各サービスの見込量等を推計しました。

推計の流れは以下のとおりです。

■被保険者及び要介護認定者数の推計

高齢者人口の将来推計と直近の要介護認定率から、将来の要介護認定者数を推計します。

■施設・居住系サービス利用者数の推計

施設・居住系サービスの利用実績をもとに、施設・居住系サービス利用者数を推計します。

■居宅サービス等利用者数の推計

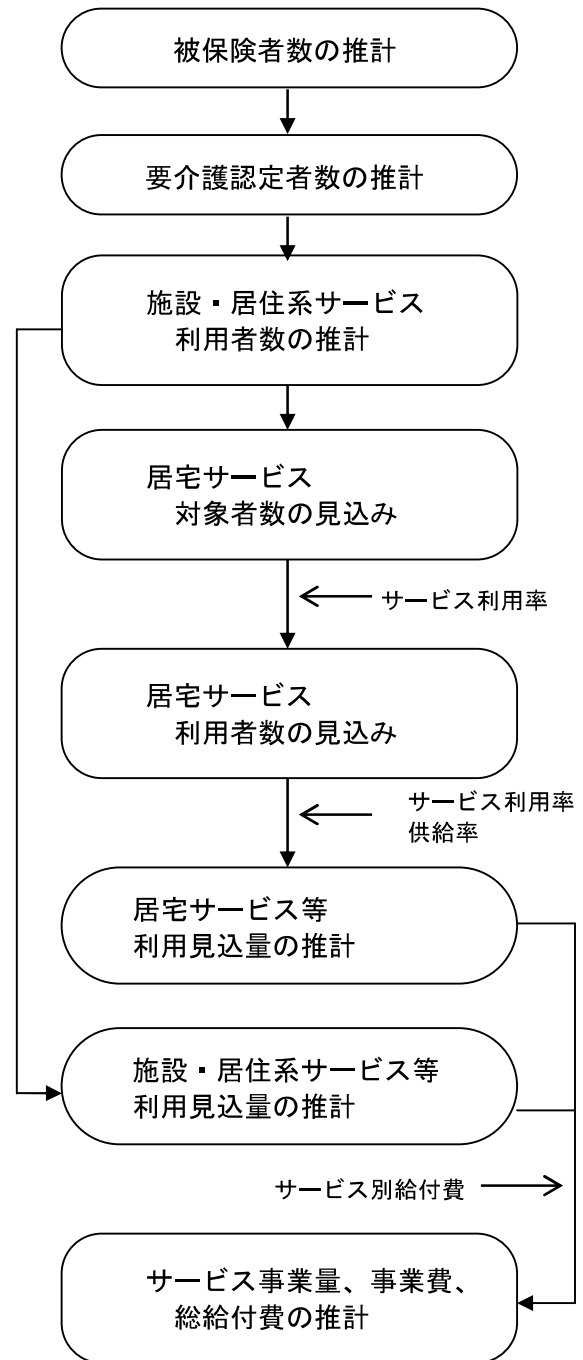
居宅サービスの利用実績をもとに、認定者数から施設・居住系サービス利用者数を除いた標準的居宅サービス等受給対象者数にサービス利用率を乗じて、居宅サービス・地域密着型サービス・介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス利用者数を推計します。

■サービス見込量の推計

居宅サービス・地域密着型サービス・介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス利用者数に各サービス別の利用率、利用者 1 人あたり利用回数（日数）を掛け合わせて、各サービスのサービス供給量を見込み、各サービス別供給量を推計します。

■給付費の推計

将来のサービス供給量に、施設・居住系サービスの場合は、給付実績をもとに 1 月あたりの平均給付費、居宅サービスの場合は、1 回（日）あたりの平均給付費をそれぞれ乗じて給付費を算定します。



② 被保険者数の推計

平成 22 年と 26 年の住民基本台帳（外国人を含む。）の人口データ（各年 9 月末現在）を基礎に、コーホート変化率法を用いて推計を行った結果は以下のとおりです。

平成 29 年度の 65 歳以上の高齢者人口は、27,965 人で、平成 26 年度と比較して 10.8% の増となり、高齢化が一層進展する見込みです。

表 1 被保険者数の推計

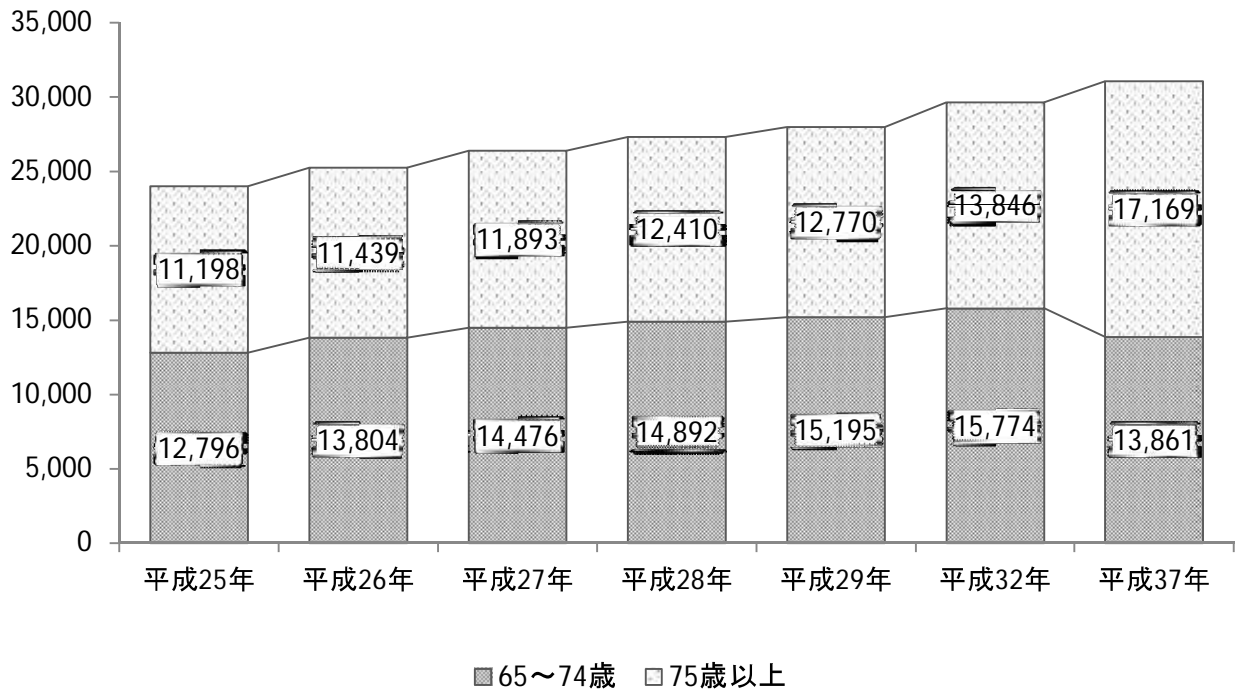
(単位：人)

	実績		推計(年度)				
	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 32 年	平成 37 年
65 歳以上	23,994	25,243	26,369	27,302	27,965	29,620	31,030
65～74 歳	12,796	13,804	14,476	14,892	15,195	15,774	13,861
75 歳以上	11,198	11,439	11,893	12,410	12,770	13,846	17,169

平成 25 年、26 年は実績値（資料：住民基本台帳人口 9 月末）

被保険者数の推計

(単位：人)



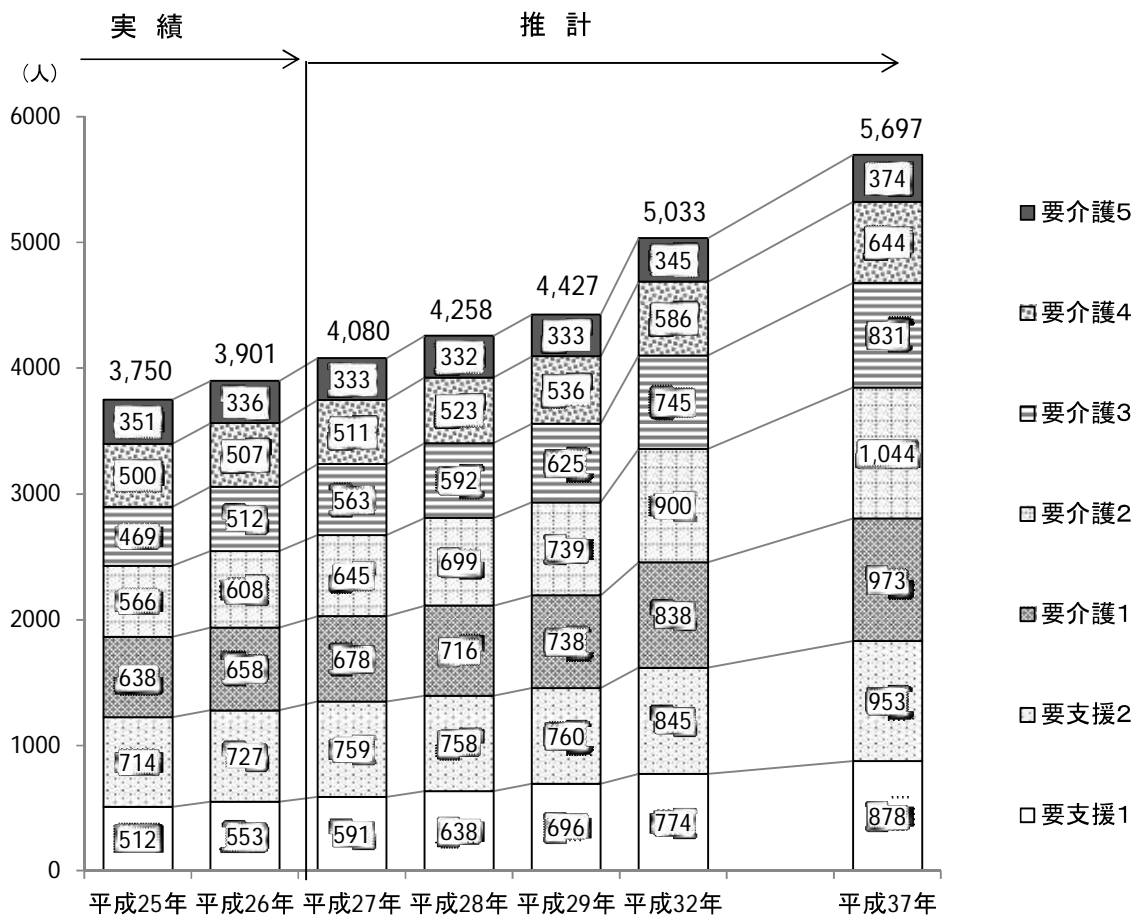
③ 要介護認定者数の推計

平成26年実績（年齢階層別・要介護度別の出現率）に基づき、平成27年度以降の要介護認定者数を推計しました。平成26年度の3,901人から平成29年度の4,427人まで、3年間で526人の増加（増加率13.5%）が見込まれます。

表2 要介護認定者数の推計

(単位：人)

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成32年	平成37年
要支援1	512	553	591	638	696	774	878
要支援2	714	727	759	758	760	845	953
要介護1	638	658	678	716	738	838	973
要介護2	566	608	645	699	739	900	1,044
要介護3	469	512	563	592	625	745	831
要介護4	500	507	511	523	536	586	644
要介護5	351	336	333	332	333	345	374
合計	3,750	3,901	4,080	4,258	4,427	5,033	5,697



④ 施設・居住系サービス利用者数の推計

平成 26 年度の実績に基づき、計画期間中の施設・居住系サービス利用者数を推計しました。なお、介護保険制度改正により、平成 27 年度から介護老人福祉施設の新規入所者を原則、要介護 3 以上にし、重点化を図ることから、平成 29 年度における施設利用者数のうち要介護 4、5 の占める割合は、平成 26 年度実績 56.6%から 3.0 ポイント上がって 59.6%となる見込みです。

表 3 施設・居住系サービス利用者数の推計

単位：（人）、（％）

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護老人福祉施設	290	293	300	305	310
要介護 1	9	10	8	6	4
要介護 2	24	26	21	19	17
要介護 3	66	68	79	82	84
要介護 4	98	91	86	88	92
要介護 5	93	98	106	110	113
介護老人保健施設	363	397	403	408	415
要介護 1	50	43	43	43	44
要介護 2	74	73	73	82	82
要介護 3	90	115	116	111	112
要介護 4	99	112	115	115	118
要介護 5	50	54	56	57	59
介護療養型医療施設	192	167	167	167	167
要介護 1	1	0	0	0	0
要介護 2	5	6	6	6	6
要介護 3	15	15	15	14	13
要介護 4	79	69	69	70	70
要介護 5	92	77	77	77	78
地域密着型老人福祉施設入所者生活介護	2	50	58	58	58
要介護 1	1	10	10	6	0
要介護 2	1	19	10	7	0
要介護 3	0	9	15	19	22
要介護 4	0	9	13	15	18
要介護 5	0	3	10	11	18
施設利用者数計	847	907	928	938	950
うち要介護 4・5 の人数	511	513	532	543	566
施設利用者に対する割合	60.3	56.6	57.3	57.9	59.6

表3 施設・居住系サービス利用者数の推計（つづき）

単位：（人）、（％）

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
特定施設入居者生活介護	44	43	43	43	45
要支援1	5	4	3	2	3
要支援2	6	4	4	5	5
要介護1	9	13	13	13	14
要介護2	6	7	6	6	6
要介護3	8	8	9	9	8
要介護4	6	3	4	4	5
要介護5	4	4	4	4	4
認知症対応型共同生活介護	121	128	130	131	134
要支援2	1	0	1	1	1
要介護1	29	36	36	35	35
要介護2	28	29	31	32	36
要介護3	30	32	32	32	26
要介護4	20	16	16	18	20
要介護5	13	15	14	13	16
地域密着型特定施設入居者生活介護	8	7	9	9	9
要介護1	0	0	0	0	0
要介護2	1	0	0	0	0
要介護3	0	0	1	1	1
要介護4	5	6	7	7	7
要介護5	2	1	1	1	1
居住系サービス利用者数計	173	178	182	183	188
施設・居住系サービス総利用者数	1,020	1,085	1,110	1,121	1,138

（参考）国の指針に示す参酌すべき標準

●介護3施設利用者の重度者への重点化

指定施設サービス等の利用者数の合計数のうち、要介護4及び要介護5の認定者数の合計数が占める割合を70%以上とすることを目標として設定する。

⑤ 居宅サービス対象者数・居宅サービス利用者数の推計

③の介護認定者数から④の施設・居住系サービス利用者数を控除し、居宅サービス対象者数を推計しました。(表4)

また、居宅サービス対象者数から、居宅サービス別に居宅サービス利用者数を推計しました。(表5)

表4 居宅サービス対象者数の推計

単位：(人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
要支援1	506	554	587	636	693
要支援2	707	732	754	752	754
要介護1	540	572	568	613	641
要介護2	428	419	498	547	592
要介護3	259	250	296	324	359
要介護4	193	192	202	206	206
要介護5	96	91	65	59	44
合計	2,729	2,810	2,970	3,137	3,289

表5 居宅サービス利用者数の推計

単位：(人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
(1) 居宅(介護予防)サービス					
訪問介護	611	619	632	491	343
訪問入浴介護	19	26	30	38	45
訪問看護	47	45	46	48	55
訪問リハビリテーション	77	101	118	138	159
居宅療養管理指導	166	187	196	217	233
通所介護	852	928	1,006	893	764
通所リハビリテーション	645	645	658	672	683
短期入所生活介護	154	159	160	163	167
短期入所療養介護(老健)	33	34	36	40	42
短期入所療養介護(病院等)	7	6	5	6	6
福祉用具貸与	1,014	1,105	1,205	1,315	1,420
特定福祉用具購入費	31	39	42	45	49
住宅改修費	33	39	40	42	42
介護予防支援・居宅介護支援	2,014	2,109	2,247	2,113	1,990
(2) 地域密着型(介護予防)サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3	12	20	26	32
認知症対応型通所介護	50	43	48	52	55
小規模多機能型居宅介護	81	86	91	94	99

⑥ 居宅サービス利用見込量の推計

平成26年度の給付実績に基づき、サービス毎の利用者数や利用見込回数等を推計しました。

表6 居宅サービス利用見込み量の推計

(年間延べ利用)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
(1) 居宅サービス				
訪問介護	回数(回)	88,050	93,892	99,017
訪問入浴介護	回数(回)	1,894	2,471	3,078
訪問看護	回数(回)	3,395	3,863	4,121
訪問リハビリテーション	回数(回)	13,732	17,129	20,333
居宅療養管理指導	人数(人)	2,064	2,280	2,424
通所介護	回数(回)	92,461	103,373	115,291
通所リハビリテーション	回数(回)	51,636	53,840	55,494
短期入所生活介護	日数(日)	17,516	18,049	18,695
短期入所療養介護(老健)	日数(日)	2,140	2,513	2,862
短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	290	338	354
福祉用具貸与	人数(人)	8,568	9,348	10,020
特定福祉用具購入費	人数(人)	276	288	312
住宅改修費	人数(人)	252	264	264
(2) 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人)	240	324	408
認知症対応型通所介護	回数(回)	5,651	6,293	6,882
小規模多機能型居宅介護	人数(人)	1,008	1,044	1,104
(3) 居宅介護支援	人数(人)	14,520	15,216	16,008

表7 居宅予防サービス利用見込み量の推計

(年間延べ利用)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
(1) 介護予防サービス				
介護予防訪問介護	人数 (人)	3,708	1,896	0
介護予防訪問入浴介護	回数 (回)	0	0	0
介護予防訪問看護	回数 (回)	583	632	690
介護予防訪問リハビリテーション	人数 (人)	492	600	708
介護予防居宅療養管理指導	人数 (人)	288	324	372
介護予防通所介護	人数 (人)	4,560	2,436	0
介護予防通所リハビリテーション	人数 (人)	3,396	3,444	3,492
介護予防短期入所生活介護	日数 (日)	830	840	859
介護予防短期入所療養介護(老健)	日数 (日)	125	155	197
介護予防短期入所療養介護(病院等)	日数 (日)	61	60	60
介護予防福祉用具貸与	人数 (人)	5,892	6,432	7,020
介護予防特定福祉用具購入費	人数 (人)	228	252	276
介護予防住宅改修費	人数 (人)	228	240	240
(2) 地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	回数 (回)	528	628	700
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数 (人)	84	84	84
(3) 介護予防支援	人数 (人)	12,444	11,220	9,804

※介護予防訪問介護、介護予防通所介護及び介護予防支援の見込量は、平成28年度から介護予防・日常生活支援総合事業に移行するため減少している。

⑦ 標準給付費見込みの算定

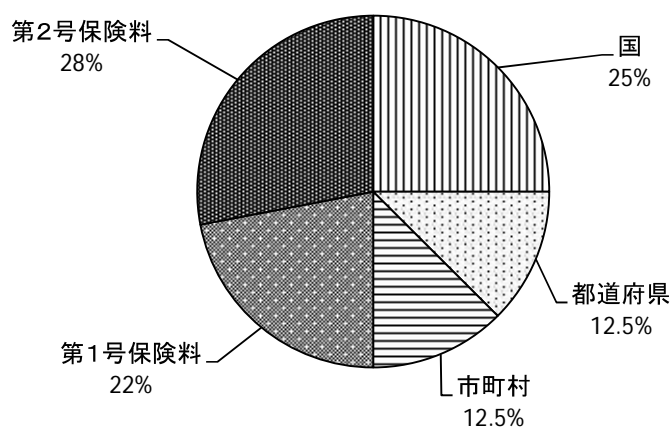
④及び⑥で推計したサービス事業量に、平均実績単価及び介護報酬改定率等に乗じてサービス給付費の見込額を算定し、それを基に平成 27 年度から 29 年度までの標準給付費の見込みを算定しました。3 年間の標準給付費見込額は約 213 億 5 千万円円です。

表 8 標準給付費見込みの算定

(単位：千円)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合計
介護保険サービス給付費	6,556,162	6,659,877	6,790,722	20,006,761
特定入所者介護サービス費等給付額	260,357	255,113	259,033	774,503
高額介護サービス費等給付額	160,920	168,379	176,280	505,579
高額医療合算介護サービス費等給付額	16,700	17,550	18,400	52,650
算定対象審査支払手数料	4,392	4,714	5,068	12,284
標準給付費見込額（合計）	6,998,531	7,105,633	7,249,503	21,353,667
第 1 号被保険者一人あたり給付費(円/年)	265,408	269,469	274,925	

■給付費の負担割合



注) 国の負担割合は、定率 20%の負担金と 5%の調整交付金(補助金)の合計。調整交付金は、市町村毎の第 1 号被保険者の所得水準や後期高齢者加入割合による格差調整のため交付される。市町村毎に交付割合が異なるため、その増減に連動し、第 1 号被保険者の保険料負担割合も増減する。

(3) 介護保険サービスの基盤整備

① 現状と課題

平成 18 年度から導入された地域密着型サービスは、原則として市内の被保険者のみが利用できるサービスで、市に事業者の指定権限が認められています。

本市では、平成 23 年度までに、認知症対応型通所介護事業所を 3 か所、小規模多機能型居宅介護事業所を 5 か所、認知症対応型共同生活介護施設を 7 か所、地域密着型特定施設を 1 か所、設置しました。

また、第 5 期介護保険事業計画期間中には、地域密着型介護老人福祉施設を 2 か所(58 床)と定期巡回随時対応型訪問介護看護サービスを整備いたしました。

第 6 期計画期間においては、地域包括ケアシステムを稼働させることや介護老人福祉施設の新規入所者を原則要介護 3 以上とする重点化が図られることなどから、介護保険施設の整備については現状のままとし、今後、日常生活圏域ごとに開催される地域ケア会議等の状況を踏まえ、次期の計画策定に向け、検証します。

■日常生活圏域別地域密着型サービスの状況

(単位：か所、人)

生活圏域	小学校区	小規模多機能型居宅介護		定期巡回・随時対応型訪問介護看護		地域密着型特定施設入居者生活介護		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		認知症対応型共同生活介護		認知症対応型通所介護		合計	
		事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
前原東	波多江													0	0
	東風	1	25							2	36	1	12	4	73
	怡土													0	0
	小計	1	25	0	0	0	0	0	0	2	36	1	12	4	73
前原	前原南			1	-									1	-
	長糸													0	0
	雷山	1	25			1	9			2	36			4	70
	小計	1	25	1	0	1	9	0	0	2	36	0	0	5	70
前原西	前原													0	0
	南風							1	29					1	29
	加布里	1	25									1	24	2	49
	小計	1	25	0	0	0	0	1	29	0	0	1	24	3	78
二丈	深江							1	29	1	18			2	47
	福吉	1	25											1	25
	一貴山													0	0
	小計	1	25	0	0	0	0	1	29	1	18	0	0	3	72
志摩	桜野													0	0
	可也	1	25							1	18	1	12	3	55
	引津									1	27			1	27
	姫島													0	0
	小計	1	25	0	0	0	0	0	0	2	45	1	12	4	82
合計	5	125	1	0	1	9	2	58	7	135	3	48	19	375	

※平成26年9月末現在

(4) 地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の実施

地域支援事業とは、高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するためのサービスを提供するもので、「介護予防事業」と、総合相談支援や介護予防ケアマネジメント事業など、地域包括支援センターで行われる「包括的支援事業」、及び介護給付費の適正化事業や家族介護支援事業といった「任意事業」の3事業から構成されています。

介護保険法の改正により、地域支援事業の中に介護予防・日常生活支援総合事業が創設され、平成29年度4月までに実施することが国の指針で示されています。

本市では、平成27年度を実施に向けた準備期間とし、地域包括支援センターをはじめとする関係機関等との連携を図りながら、平成28年度より介護予防・日常生活支援総合事業を実施します。

地域支援事業費の見込みについては、平成27年度は介護保険給付費の2.5%（政令の上限3.0%）を事業費に充て、平成28年度以降は、介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防訪問型及び介護予防通所型を含む）、包括的支援事業、任意事業に必要な事業費を見込額としています。

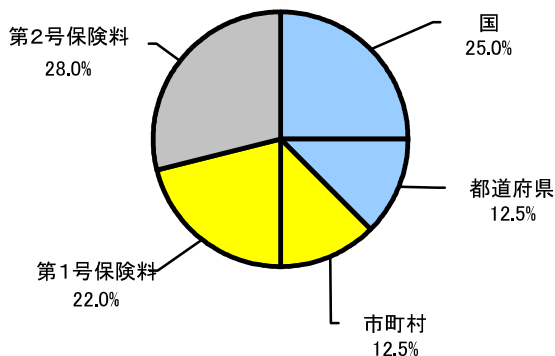
◆事業費の見込み

（単位：千円）

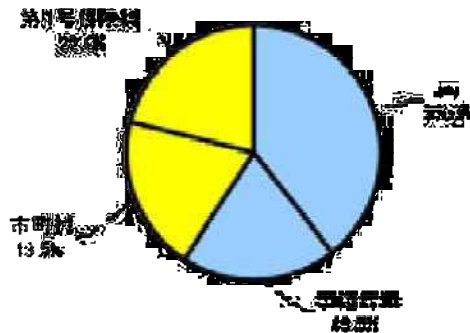
区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
地域支援事業費	178,122	358,115	511,459	1,047,696
保険給付見込額に対する割合	3.0%	—	—	—

◆事業費の負担割合

介護予防事業



包括的支援事業・任意事業



(5) 介護保険事業の適正な運営

① 介護保険制度改正への対応

平成 27 年度から、次のような介護保険制度の見直しが行われます。

平成 27 年度以降実施される制度の見直しについては、広報等を通じて市民への周知を図ると共に、利用者やその家族、事業者等の協力を得ながら適切な運用を図ります。

- ① 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直し
- ② 地域支援事業の見直しに併せた予防給付の見直し
- ③ 特別養護老人ホームの要介護度 3 以上の中重度者への重点化(平成 27 年 4 月施行)
- ④ サービス付き高齢者向け住宅への住所地特例の適用(平成 27 年 4 月施行)
 - ・有料老人ホームに入所した高齢者の入所前の住所地の市町村が保険者となり、地域密着型サービス・地域支援事業の介護保険サービスを受けることができるようにする。
- ⑤ 低所得者の保険料の軽減強化(平成 27 年 4 月施行)
- ⑥ 一定以上所得者の利用者負担の見直し等(平成 27 年 8 月施行)、
- ⑦ 小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行(平成 28 年 4 月施行)
 - ・小規模通所介護(利用定員 18 人以下の予定)を市町村が指定する地域密着型通所介護事業所等へ移行する。
- ⑧ 居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲(平成 30 年 4 月施行)

地域包括ケアシステムの構築、地域支援事業の見直しに関する事業については、前章で、その具体化の方針について示しています。

② 介護サービスの質の向上

ア. ケアマネジメントの充実

介護保険制度の中核をなすケアマネジメントを担う、介護支援専門員(ケアマネジャー)や各圏域における地域包括支援センター職員に対する支援は重要です。地域包括支援センターや居宅介護支援事業所の主任ケアマネジャーは、介護支援専門員からの相談に対する助言、ケアプラン作成等の個別支援、事例検討会の開催、関係機関との連携などを行い、ケアマネジメントが充実するよう支援します。市では、主任ケアマネジャーに対する研修や主任ケアマネジャーの相互の連携などの支援を行います。

イ. 地域包括支援センターによる居宅介護支援事業者への支援

今回新たに設置される地域ごとの地域ケア会議において、地域の介護支援専門員が抱える困難事例等について解決策や改善策の検討を行うとともに、各圏域の地域包括支援センターが、居宅介護支援事業者に対して助言等を行います。

また、居宅介護支援事業者の質の向上のため、事業者連絡会等による情報提供、研修の実施などの支援を行います。

ウ. 介護サービス事業者への指導・監督

介護サービスの質の確保や保険給付の適正化を図ることを目的として、福岡県と連携して介護サービス事業者への指導・監督を行います。特に、地域密着型サービス事業者に対しては、定期的な実地指導を行い、事業者の育成指導に努めます。

③ 利用者・介護者への支援

ア. 制度を理解してもらうための支援

介護保険ガイドブックの配布や市の広報紙、ホームページにより、サービスの利用方法やサービスの種類、保険料などの情報をわかりやすく提供していきます。また、団体やグループからの要望に対し、市の職員を派遣する「出前講座」の開催など、制度の周知に努めます。

イ. サービスの選択をするための支援

要介護の状態になっても、自らサービスを選択できるよう、多くのサービスに関する情報を適切に提供することが必要です。

事業者には、利用者の選択に資する情報を公表することが義務づけられています。この「介護サービス情報の公表制度」は、利用者やその家族が適切な事業所を選択・評価することを支援する目的で創設された制度で平成 24 年度に見直しが行われています。福岡県では、指定情報公表センターを通じて介護サービス情報の提供を行っています。

市においても、新しく認定を受けた被保険者に通知をする際、居宅介護支援事業所一覧表を同封するなど、事業所情報の提供に努めます。

ウ. 苦情・相談対応の充実

介護保険に関する苦情・相談は、地域包括支援センター、介護保険課の窓口や福岡県国民健康保険団体連合会で受け付けています。

苦情や相談については、関係部署と連携し、事業者の協力を求めながら、迅速な解決に努めます。

④ 介護給付の適正化

ア. 要介護認定の適正化

介護認定審査会については、これを構成する保健・医療・福祉関係の専門家について適切な人材確保に努めます。

また、公正な要介護認定を確保するため、福岡県が実施する認定審査会委員に対する研修会などを活用し、適正かつ円滑な介護認定審査会の運営を図ります。

なお、要介護認定調査についても、福岡県が実施する研修会などを活用し、調査の質の向上を図ります。

イ. ケアマネジメント等の適正化

利用者の状況を把握し、適切なアセスメントを実施したうえでケアプランが作成されているか、サービスの提供が行われているか等の点検を行い、不適切なプランやサービス提供について指導を行うことで、サービスの質の向上を目指します。

ウ. 介護給付適正化システムの活用

福岡県国民健康保険団体連合会からの介護給付適正化システムによる情報提供をもとに、介護保険事業所に対してサービス実績や内容等を確認します。誤った請求や重複請求等を調査し、過誤調整等を行います。